

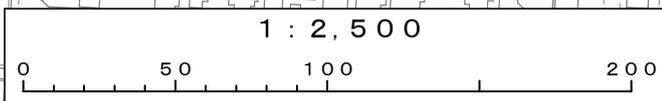
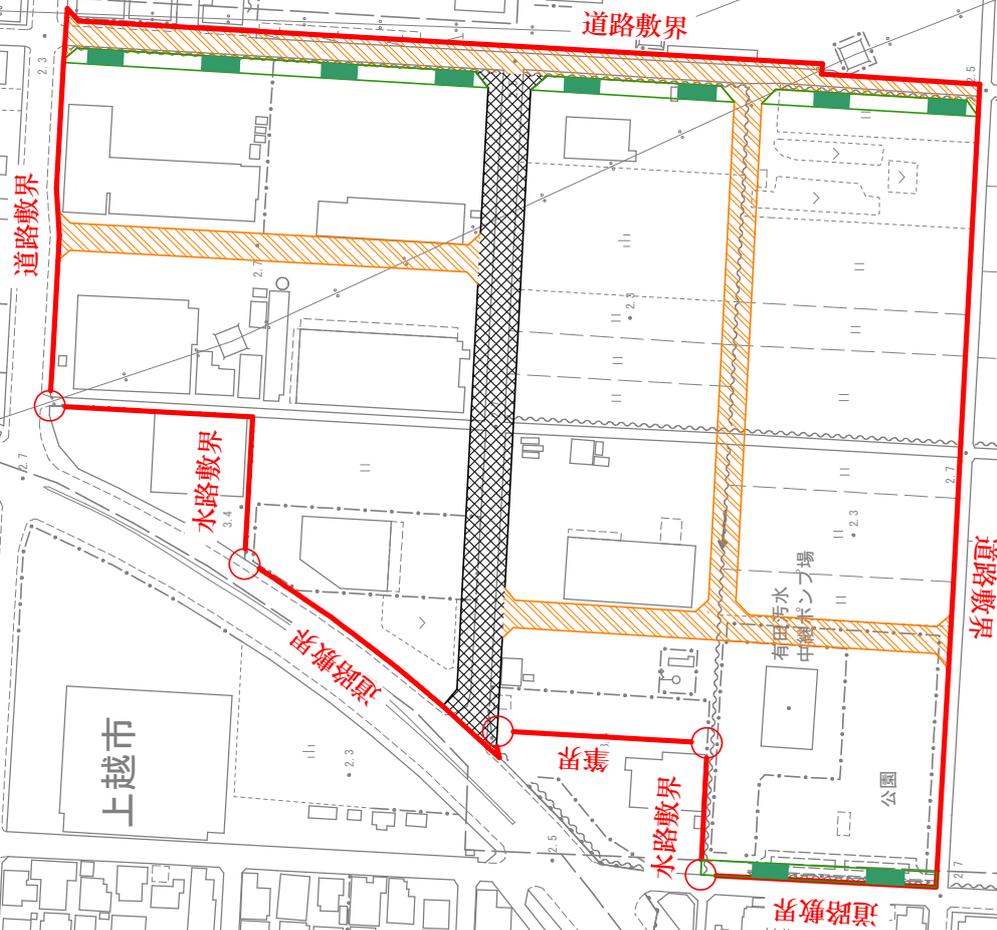
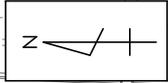
4. 安江地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		安江地区 地区計画
位 置		上越市大字安江、大字小猿屋新田
面 積		約 6.1 ha
区域の整備、 開発及び保全の 方針	地区計画の目標	本地区は、直江津臨海工業地帯の南部に位置し、一部に工場の立地がある地区である。国道 8 号沿道で北陸自動車道上越インターチェンジに近く利便性の良い地区であるが東西を学校と住宅地に接していることから、環境を悪化させることのない軽工業と流通業務地としての整備を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	隣接する住宅地との調和を図りながら、周辺の工業地と一体となる施設の立地を誘導する。
	地区施設の整備の方針	地区内の道路を適正に配置し、整備を図ることにより、流通業務地としての機能を確保するとともに学校及び住宅地に面する部分には、緩衝緑地の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	軽工業地の形成及び保全のため、適切な規制誘導を図る。
地区 整備計画	面 積	約 6.1 ha（準工業地域）
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2)建築基準法、別表第二（に）項第六号に掲げるもの</p> <p>(3)建築基準法、別表第二（を）項第二号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二（を）項第三号に掲げるもの</p> <p>(5)建築基準法、別表第二（を）項第四号に掲げるもの</p> <p>(6)建築基準法、別表第二（を）項第五号に掲げるもの</p> <p>(7)建築基準法、別表第二（を）項第六号に掲げるもの</p> <p>(8)建築基準法、別表第二（わ）項第六号に掲げるもの</p> <p>(9)建築基準法、別表第二（わ）項第七号に掲げるもの</p> <p>(10)建築基準法、別表第二（わ）項第八号に掲げるもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、500 m ² とする。
地区施設の配置及び規模	<p>道路（区画道路）：幅員 14m 延長 220m、幅員 9m 延長 760m</p> <p>緑地（緑地帯）：幅員 5m 延長 370m</p>	

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

安江地区 地区計画図



凡 例		
地区計画区域及び 地区整備計画区域		
地区施設	計画幅員 (14 m)	
	計画幅員 (9 m)	
	緑地帯	